

奈良県県民くらし相談センター活動グループ登録制度の概要

消費者安全の確保又は男女共同参画若しくは多文化共生の推進を目的とした活動を継続的に行うグループを支援するため、「活動グループ」として登録を行います。

【登録の要件】

次に掲げる要件のいずれにも該当するグループ

- (1) 活動内容が次のいずれかを目的とするものであって、本県の施策、方針と整合するものであること

- ア 消費者安全の確保
- イ 男女共同参画の推進
- ウ 多文化共生の推進

※奈良県の「消費者基本計画」「男女共同参画プラン」「多文化共生推進プラン」で定める施策に沿った活動であることが必要です。

※上記以外の地域活動やボランティア活動、趣味・教養等のサークル活動等は対象外とします。

- (2) 県内に活動の拠点を有すること
- (3) 構成員の半数以上が、県内在住、在勤、在学のいずれかであること
- (4) 継続的な活動実績を有すること
- (5) 会則、責任者が定まっているなど体制が明確であること
- (6) 参加を希望する者が加わることができること
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと
- (8) 専ら営利を目的としないこと
- (9) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動を行わないこと
- (10) 関連する団体等が(7)～(9)の要件を満たしていること
- (11) 過去に活動グループの登録を取り消されたことがないこと

【登録手続】

次に掲げる書類を提出し、センター所長の承認を受けなければならない（毎年度更新）。

- (1) 活動グループ登録申請書
- (2) 会則又は規約の写し
- (3) 直近のグループ活動実績報告書
- (4) 直近のグループ活動計画書
- (5) 直近の予算書及び決算書、またはそれに準じるもの
- (6) 構成員名簿
- (7) その他、センター所長が必要と認める書類

【活動グループに対する支援】

- (1) センターの啓発・交流スペースの予約による利用を無料で認める
- (2) センターが実施する事業に関する情報を随時提供する
- (3) 活動グループに関する情報について、県ホームページへの掲載や啓発・交流スペースでのチラシの配架等情報発信の場を提供する
- (4) その他センター所長が必要と認める支援を行う

【活動グループの責務】

活動グループは、センターの実施する事業に参加するよう努めなければならない。